

令和6年第7回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 5 ）

日程第7

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第8

議案第31号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第9

議案第32号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

日程第10

議案第39号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 18 ）

日程第11

議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 9 ）

令和6年第7回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 7月29日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 7月29日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	下石	昭廣
3番委員	内村	介貞
4番委員	中石	均
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、上村 陽一

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和6年第7回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の児玉道郎さんと上村陽一さんが会議に出席し、第2、3ブロック区域についての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉休幸さんと2番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計6件9筆6,520㎡、うち田が7筆4,682㎡、畑が2筆1,838㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁45番から4頁50番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件2筆1,881㎡、田が2筆1,881㎡でございます。詳細につきましては、総会資料6頁16番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第5、報告第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告するもので、合計1件2筆971㎡、田が971㎡でございます。詳細につきましては、総会資料8頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第6、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。まず初めに受付番号20番につきましては、現地調査を行った際、現況山林であることが確認されました。申請者へ連絡したところ、今回の申請を取下げの旨を確認し、取下げ書を本日7月29日に受理いたしました。よって、今回の議案は受付番号20番を除く、合計5件5筆3,363㎡、田が1筆826㎡、畑が4筆2,537㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料10頁18番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号18番、受付年月日：令和6年7月2日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇他〇名、申請地：長田字大温水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：436㎡です。

受人の要望による贈与による所有権移転となります。受人は町内に所有する農地はございませんが申請地に隣接する北側家屋が実家で、すでに5年ほど奥様と申請地を果樹園として草刈り機で行っております。農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道朗）

受付番号18番は7月24日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は樺山に住んでいて農業はされておられません、草刈り機を所有しており長年に渡り実家横の畑を受人が管理しており受人の要望もあり今回贈与による所有権移転をして今後も果樹園として利用していくようです。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号19番、受付年月日：令和6年7月9日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字畑田〇〇〇〇番、地目：田、面積：826㎡です。受人の要望による売買による所有権移転となります。受人は水稲を中心に農業をされており、申請地でも水稲の作付けを予定しており購入を希望するものです。

主要の農機具はトラクター1台です。労働力は農業歴34年の受人のみとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号19番は7月24日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の近くに住んでいて、長年勤務の傍ら父からの農地を引き継いで水稲、露地野菜を作っておられます。状況からも効率的に利用できるの見込まれます。

農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号20番におきましては先ほど事務局長からの説明があったとお取り下げとなります。なお、取り下げ書として受理した上で8月総会において報告し、3・5条の適正な申請をされることとなっております。以上です。

議長（溝口 良信）

20番は取り下げということです。それでは21番の説明をお願いします。

事務局

受付番号21番、受付年月日：令和6年7月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字中須〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：719㎡です。受人の要望による売買による所有権移転となります。受人は申請地の西側約150メートルの上長飯町にお住まいで申請地においては路地野菜の作付けを予定されております。農機具に関してはトラクター、軽トラック、管理機を所有しております。労働力は農業歴10年の本人と、同じく農業歴10年の妻の2名で従事されております。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号21番は7月24日に第2ブロック2名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は申請地の近くに住んでおり、農作業に従事する人数は2名です。所有権を移転するにあたり、利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 22 番、受付年月日：令和 6 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字和田〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,116 m²です。売買による所有権移転となっております。受け人は申請地の北側に隣接する中古住宅と同時に今回の農地を購入され申請地においては路地野菜や果物の作付けを予定されております。農機具に関しては管理機、草刈り機、噴霧器を所有しており労働力は農業歴 10 年の本人と 10 年の妻の 2 名で従事されます。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長(溝口 良信)

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員 (中石 均)

受付番号 22 番は 7 月 24 日に第 2 ブロック 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。請人は現在高原町に住んでいて、居住も視野に老後は二人共通の趣味の家庭菜園を楽しみながらゆっくり過ごしたいと考えていました。そんな時に二人のプランに合った物件情報を知り、条件が良いことから申請地とともに隣接する居宅を購入されました。購入後は申請地の景観を守りながら趣味の家庭菜園で自家消費量の野菜や果樹を栽培していきたいと考えています。機械能力は管理機、草刈り機、噴霧器で家庭菜園歴も 10 年ほどあり状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。農地拡大を図るため購入されたものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長 (溝口 良信)

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長 (溝口 良信)

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 23 番、受付年月日：令和 6 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字尾崎〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：266 m²です。請人の要望による売買による所有権移転となっております。請人は申請地の北側に隣接する中古住宅を購入され申請地については路地野菜の栽培を予定しています。農機具は管理機、草刈り機を購入予定です。労働力は農業未経験の本人 1 人で従事されます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号23番は7月24日に第2ブロック2名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。今回の申請は家屋の購入と同時にあげられたものです。路地野菜、家庭菜園を中心に栽培されるとのこと。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号20番を除く18番から23番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号20番を除く18番から23番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第7、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆4,347㎡、畑が1筆4,347㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明致します。

事務局

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料13頁3番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号3番、受付年月日：令和6年7月5日、受人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字木場〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：4,347㎡です。転用目的は追認による山林

で始末書が提出されております。

申請理由としては相続にて山林となっている申請地を相続しました。今回申請地が農地であることに気が付き、無断転用しているのを是正するためあげられたものです。こちらの農地は農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）であり、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号3番は7月24日に第3ブロック委員3名で現地確認調査をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請は追認による山林です。相続をしたのですが、申請者も高齢になってきたことから持っている不動産を調べたところ農地が畑であることが分かりました。40年以上山林だったため農地に戻すことは難しく、今後も現状のままで利用していきたいとのことで申請をあげられたものです。始末書の提出もあります。周りも山林ですので被害はありません。雨水は地下浸透、生活排水は生じません。現地確認をしたところ特に問題がないものと判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号3番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号3番について承認することに決定いたしました。続きまして日程第8、議案第37号の農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆232㎡、畑が1筆232㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料15頁27番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号27番、受付年月日：令和6年7月10日、受人：〇〇〇〇〇、他〇名、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字下原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：232㎡です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅、資金計画については借り入れとなっております。現況地目が宅地となっておりますが、渡人の内山さんが車庫を建築し住宅敷地と一体利用されていたので、始末書が提出されております。

こちらの農地は第1種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明を行います。

3番委員（内村 介貞）

受付番号27番は7月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受け人は町内在住で住宅環境に適している申請地に住宅を建築するものです。周囲にはブロック塀を設置します。生活排水は合併浄化槽を設置します。

雨水は枡を設置し町の側溝へ排水します。特に問題ないものと判断し、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号27番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号27番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第38号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第38号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料16頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回4名の推薦が上

っております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（溝口 良信）

今回の候補者4名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第38号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第38号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第10、議案第39号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第39号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計15件、23筆22,886㎡、うち田が9筆7,918㎡、畑が14筆14,968㎡でございます。利用権設定につきましては、合計3件14筆11,338㎡、うち田が8筆6,882㎡、畑が6筆4,456㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料18頁59番から20頁73番まで、利用権設定に関する総会資料は21頁181番から183番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第39号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する18頁59番20項の73番及び利用権設定に関する総会資料、21頁181番から183番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 11、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 9 件 17 筆 19,410 ㎡、うち田が 7 筆 6,675 ㎡、畑が 10 筆 12,735 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 24 頁 62 番から 25 頁 70 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 24 頁 62 番から 25 頁 70 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。7 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 7 回三股町農業

委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時